

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－２ 業務の適切性 Ⅱ－２－４ システムリスク管理態勢 (１) (略) (２) 監督手法・対応 ① (略) ② 障害発生時 イ. コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式１)にて当局あて報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和７年５月２８日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。))別添様式１)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ別添様式２)による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照)。</u>	Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－２ 業務の適切性 Ⅱ－２－４ システムリスク管理態勢 (１) (略) (２) 監督手法・対応 ① (略) ② 障害発生時 イ. コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式１)にて当局あて報告を求めるものとする。

改正案	現行
また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこと。）。 なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ロ．必要に応じて法第24条の6の10に基づき追加の報告を求め、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第24条の6の3に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反	また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする（ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこと。）。 なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに金融庁担当課室に連絡すること。 （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、貸金業者又は貸金業者から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害（受払等業務委託先が設置した自動契約受付機又は現金自動設備に係るシステムにおいて発生した障害を除く。）であって、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、資金需要者等や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ロ．必要に応じて法第24条の6の10に基づき追加の報告を求め、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、法第24条の6の3に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令違反

改正案	現行
行為が認められる等の中には、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。 ③ （略）	行為が認められる等の中には、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。 ③ （略）